条例公布第５号

特別職の給料に関する条例の特例に関する条例をここに公布する。

令和７年３月３日

宇和島地区広域事務組合
組合長　岡原文彰

特別職の職員の給料に関する条例の特例に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、特別職の職員の給料に関する条例（昭和 48 年条例第 12 号。以下「条例」という。）第２条に規定する組合長及び事務局参事の給料の支給額について特例を定める。

（給料の支給）

第２条　令和６年度における組合長及び事務局参事の給料は、条例第２条の規定にかかわらず支給しない。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

２　この条例は、令和７年３月 31 日限り、その効力を失う。